

民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査目的

職員の給与と県内の民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ること

2 調査時点

令和4年4月分最終給与締切日現在

3 調査範囲

(1) 調査対象事業所

常勤の従業員数が、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所（令和2年から、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外）

(2) 調査対象職種

支店長等54職種（うち初任給関係職種12職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所

上記3(1)に該当する486事業所のうち、規模及び産業等により層化し164事業所を無作為に抽出

(2) 従業員

調査事業所の従業員のうち、調査職種の定義に該当するものを抽出

調査実人員は7,310人（うち初任給関係職種348人）、調査職種該当者(母集団)の推定数は28,091人であり、うち行政職に相当する調査実人員は6,881人（うち初任給関係職種345人）、当該調査職種該当者(母集団)の推定数は26,910人

5 調査項目

(1) 事業所票(1)

賞与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

給与改定及び家族手当の支給の状況等

(3) 個人票

年齢、職種、学歴、きまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

(4) 初任給調査票

学歴別初任給月額及び該当従業員数

第17表

産業別・規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	全 規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
全 産 業 計	153	52	73	28
農 業 , 林 業 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 建 設 業	23	4	9	10
製 造 業	75	29	35	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 情 報 通 信 業 運 輸 業 , 郵 便 業	24	10	13	1
卸 売 業 , 小 売 業	1	0	1	0
金 融 業 , 保 険 業 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	2	0	2	0
教 育 , 学 習 支 援 業 医 療 , 福 祉 業 サ ー ビ ス 業	28	9	13	6

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が11あった。

2 いずれも事業所規模は50人以上の事業所である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学术研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第18表

職種別民間給与の支給状況

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与		(A-B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	16	56.1	629,209	4,078	625,131	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	10	55.4	668,576	6,430	662,146	
短大卒	2	54.5	685,854	25	685,829	
高校卒	4	58.0	534,326	1,007	533,319	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	12	54.4	801,680	0	801,680	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	8	54.2	795,124	0	795,124	
短大卒	3	55.4	901,858	0	901,858	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	*	*	*	*	*	
事務部長	153	53.4	577,675	1,530	576,145	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	115	53.4	596,991	1,851	595,140	
短大卒	3	53.3	554,252	0	554,252	
高校卒	35	53.4	515,937	597	515,340	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	163	52.3	623,581	4,177	619,404	同上
大学卒	107	52.3	663,105	4,237	658,868	
短大卒	16	51.3	592,415	3,602	588,813	
高校卒	40	52.6	531,451	4,253	527,198	
中学卒	-	-	-	-	-	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額				備 考
			きま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	38	51.2	489,600	31,714	457,886	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	22	50.3	514,679	30,502	484,177	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	15	52.5	457,030	26,656	430,374	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	40	50.4	531,686	31,129	500,557	同上
	大 学 卒	20	49.6	566,379	47,550	518,829	
	短 大 卒	4	51.1	484,838	21,258	463,580	
	高 校 卒	16	51.1	499,341	13,321	486,020	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	362	50.2	497,066	7,008	490,058	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
大 学 卒	234	49.7	516,750	8,022	508,728		
短 大 卒	31	50.5	473,011	3,457	469,554		
高 校 卒	96	51.1	457,888	5,850	452,038		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 課 長	497	50.5	587,059	11,289	575,770	同上	
大 学 卒	293	49.6	594,760	9,172	585,588		
短 大 卒	45	51.8	577,117	9,435	567,682		
高 校 卒	159	51.7	575,313	15,924	559,389		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A-B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) (注)「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係 長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。	
大学卒	165	46.8	424,417	19,393	405,024		
短大卒	102	45.8	433,319	22,124	411,195		
高校卒	19	49.5	427,401	19,092	408,309		
中学卒	44	48.0	403,176	13,391	389,785		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	123	46.4	519,897	31,098	488,799		同上
大学卒	87	44.7	534,368	33,071	501,297		
短大卒	5	50.6	471,823	19,606	452,217		
高校卒	31	51.2	480,875	26,665	454,210		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	415	44.9	412,578	33,900	378,678	係の長及び係長級専門職	
大学卒	234	42.6	424,929	34,966	389,963		
短大卒	55	45.8	362,637	27,078	335,559		
高校卒	125	48.6	412,519	34,939	377,580		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係長	487	44.8	490,140	51,514	438,626	同上	
大学卒	219	40.2	467,220	33,820	433,400		
短大卒	36	47.8	548,233	59,984	488,249		
高校卒	230	50.3	511,472	72,290	439,182		
中学卒	2	49.3	493,774	120,394	373,380		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額				備 考
			き ま っ て 支 給		(A-B)		
			す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間) (注)「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係 員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給 与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に 位置付けられる者をいう(以下同じ。)。	
大 学 卒	243	46.6	401,093	38,110	362,983		
短 大 卒	84	42.4	377,569	26,842	350,727		
高 校 卒	38	49.1	411,614	47,364	364,250		
中 学 卒	119	48.2	411,692	41,963	369,729		
中 学 卒	2	49.9	382,561	20,259	362,302		
技 術 主 任	527	47.9	504,529	69,547	434,982		同上
大 学 卒	158	42.0	476,311	56,537	419,774		
短 大 卒	46	47.7	464,046	68,287	395,759		
高 校 卒	323	50.6	521,557	75,503	446,054		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 員	1,548	36.3	294,805	32,569	262,236	同上	
大 学 卒	621	33.4	314,724	40,950	273,774		
短 大 卒	241	41.6	290,259	25,391	264,868		
高 校 卒	684	36.9	279,840	28,175	251,665		
中 学 卒	2	41.0	242,680	0	242,680		
技 術 係 員	1,415	34.8	362,187	58,123	304,064		
大 学 卒	474	32.6	360,028	54,497	305,531		
短 大 卒	183	31.7	330,784	46,825	283,959		
高 校 卒	752	37.0	372,675	63,707	308,968		
中 学 卒	6	47.5	411,216	48,858	362,358		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長	13	56.9	642,102	391	641,711	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	11	54.5	822,905	0	822,905	構成員50人以上の工場長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	84	54.0	611,783	1,377	610,406	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	84	52.2	697,346	3,951	693,395	
事務部次長	19	51.8	497,750	54,544	443,206	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	10	48.7	689,213	76,411	612,802	
事務課長	236	50.8	517,894	9,338	508,556	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
技術課長	319	50.8	624,249	13,594	610,655	
事務課長代理	109	45.8	410,048	19,545	390,503	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	66	45.4	544,065	24,253	519,812	
事務係長	207	45.0	450,263	43,661	406,602	係の長及び係長級専門職
技術係長	334	44.7	510,829	53,479	457,350	
事務主任	120	50.1	463,034	49,621	413,413	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	383	49.0	525,164	73,242	451,922	
事務係員	735	36.2	311,310	37,393	273,917	
技術係員	974	35.2	374,444	60,925	313,519	

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	3	52.3	565,161	22,394	542,767	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事務部長	59	52.2	554,034	2,070	551,964	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技術部長	65	51.5	556,469	3,436	553,033	
	事務部次長	17	49.4	492,576	5,629	486,947	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技術部次長	25	51.6	477,380	13,701	463,679	
	事務課長	120	48.7	451,560	887	450,673	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	技術課長	157	49.5	497,072	3,886	493,186	
	事務課長代理	54	49.8	467,016	16,353	450,663	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	48	47.8	488,974	53,600	435,374	
	事務係長	181	44.3	374,090	22,237	351,853	係の長及び係長級専門職
	技術係長	114	44.6	422,569	39,653	382,916	
	事務主任	110	40.1	314,896	21,919	292,977	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技術主任	124	42.5	402,239	53,485	348,754	
	事務係員	668	35.5	280,117	28,574	251,543	
技術係員	376	32.1	301,926	45,934	255,992		

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給		(A-B)		
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
支店長	-	-	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
工場長	-	-	-	-	-		構成員50人以上の工場 (取締役兼任者を除く。)
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	10	54.7	447,691	188	447,503	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技術部長	14	55.9	454,363	8,223	446,140	
	事務部次長	2	56.5	408,404	0	408,404	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技術部次長	5	49.4	401,818	0	401,818	
	事務課長	6	49.8	359,339	6,542	352,797	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	技術課長	21	50.6	398,482	10,417	388,065	
	事務課長代理	2	43.0	379,376	69,382	309,994	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	9	50.8	394,418	9,832	384,586	
	事務係長	27	46.9	331,472	21,830	309,642	係の長及び係長級専門職
	技術係長	39	47.1	363,274	52,655	310,619	
	事務主任	13	49.6	258,319	12,686	245,633	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技術主任	20	40.0	306,000	22,504	283,496	
	事務係員	145	40.1	245,429	17,003	228,426	
	技術係員	65	37.4	276,336	28,648	247,688	

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給		(A-B)			
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)				
円	円	円						
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車 運転手	-	-	-	-	-		
	守衛	34	49.4	317,993	59,833	258,160		
	用務員	-	-	-	-	-		-
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	21	54.3	781,332	150,197	631,135	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	21	40.5	533,067	176,045	357,022		
	二等航海士・機関士	15	36.3	523,316	208,719	314,597		
	三等航海士・機関士	6	22.5	356,985	132,212	224,773		
	運航士	-	-	-	-	-		-
	甲板長・操機長	7	57.1	635,425	263,709	371,716		
	甲板手・操機手	9	41.6	493,302	231,032	262,270		
研 究 関 係 職 種	甲板員・機関員	17	27.4	424,036	132,961	291,075		
	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	29	53.6	602,788	1,882	600,906	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
	研究室(係)長	13	40.7	410,298	16,656	393,642	構成員3人以上の室(係)の長	
	主任研究員	49	45.0	503,514	53,943	449,571	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研究員	88	31.1	315,877	29,687	286,190		
教 育 関 係 職 種	研究補助員	4	31.3	234,522	6,810	227,712		
	大学学部長	4	53.5	509,933	17,700	492,233		
	大学教授	27	55.2	436,834	5,542	431,292		
大 学 准 教 授	大学准教授	20	48.3	383,126	4,583	378,543		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 4 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種 大 学 講 師	23	38.3	304,008	11,841	292,167	
大 学 助 教	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*	
高 等 学 校 教 諭	38	42.4	390,587	24,605	365,982	

その3 再雇用者

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給		(A-B)	
			する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	-	-	-	-	-	その1の1企業規模計の備考欄参照
事務・技術部長	3	61.2	520,477	39,847	480,630	
事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
事務・技術課長	10	63.7	396,454	24,677	371,777	
事務・技術課長代理	*	*	*	*	*	
事務・技術係長	4	62.8	321,528	2,684	318,844	
事務・技術主任	14	66.6	329,357	39,230	290,127	
事務・技術係員	299	62.2	269,612	16,481	253,131	

第19表

公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	—————	—————
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
7級			支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
5級			事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級		事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

第20表

民間における職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴		初 任 給 額
事務員・技術者	大 学 卒	事 務	192,156 円
		技 術	215,765
		全	197,324
	短 大 卒	事 務	*
		技 術	*
		全	※ 171,120
	高 校 卒	事 務	161,868
		技 術	173,840
		全	168,179
研 究 員	大 学 卒		*

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。

2 研究補助員(短大卒、高校卒)、大学助教(大学卒)、高等学校教諭(大学卒)及び船員(海上技術学校卒)についても調査したが、該当がなかった。

3 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

4 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

備考 職員の場合、現行の行政職初任給は、大学卒相当189,400円、高校卒相当155,500円である。

第21表

民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員	35.3	15.8	0.0	48.9
課 長 級	31.1	14.3	0.0	54.6

第22表

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
			係員	93.6	91.9		
課長級	82.5	81.7	21.4	0.9	59.4	0.8	17.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第23表

民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	53.9	(50.3)	
高校卒	53.6	(40.7)	(59.3)	(0.0)	46.4	

(注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の新規学卒者の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第24表

民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

役職段階	項目	一定率(額)分	考課査定分
係員		63.9	36.1
課長級		56.4	43.6
部長級(非役員)		56.6	43.4

第25表

民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
家族手当制度がある	70.1%
配偶者に家族手当を支給する	65.3%
家族手当制度がない	29.9%

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は93.3%である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	(参 考) 全 国 民 間
配 偶 者	15,184円	13,499円
配 偶 者 と 子 1 人	21,559円 (6,375円)	20,210円 (6,711円)
配 偶 者 と 子 2 人	28,472円 (6,913円)	26,483円 (6,273円)

- (注) 1 ()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 2 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 3 全国民間は、人事院の報告の数値である。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者及び父母等については1人につき6,500円(行政職8級の職員は3,500円、行政職9級の職員は支給なし)、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表

民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位:%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
48.9	(25.8)	(74.2)	51.1

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位:%)

検討している	検討していない
7.2	92.8

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第27表

民間における定年制の状況

(単位:%)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	100	74.8	

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。